

○野田市立学校施設使用規則

昭和 50 年 9 月 4 日

野田市教育委員会規則第 3 号

注 平成 19 年 2 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 137 条、[野田市立小学校及び中学校管理規則\(昭和 39 年野田市教育委員会規則第 3 号\)第 33 条](#)及び[野田市立幼稚園管理規則\(昭和 39 年野田市教育委員会規則第 2 号\)第 32 条](#)の規定に基づき、野田市における社会教育普及のために、学校の施設を学校教育に支障のない範囲で市民の使用に供すること(以下「学校施設の開放」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 19 教委規則 2・平 19 教委規則 15・一部改正)

(開放施設)

第 2 条 学校施設の開放を行う施設は、小学校及び中学校の校庭、体育館、武道場、余裕教室、特別教室及びプール並びに幼稚園の園庭及び余裕教室とする。

(平 19 教委規則 2・旧第 3 条繰上・一部改正)

(開放の日時)

第 3 条 学校施設の開放の日時は、[別表](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、学校長(小学校長、中学校長及び幼稚園長をいう。以下同じ。)は、開放の日時を別に定めることができる。

(平 19 教委規則 2・旧第 4 条繰上・一部改正)

(使用の許可)

第 4 条 学校長は、学校教育に支障がないと認められるときは、スポーツ、レクリエーション等の活動を目的とする社会教育関係団体その他の団体(以下「社会教育関係団体等」という。)に対し、学校の施設(以下「学校施設」という。)の使用を許可することができる。

2 [前項](#)に定めるもののほか、学校長は、社会教育その他公共のために必要と認めたときは、学校施設の使用を許可することができる。

(平 19 教委規則 2・旧第 5 条繰上・一部改正)

(使用の申請等)

第 5 条 学校の施設(以下「学校施設」という。)を使用しようとする社会教育関係団体等は、使用を希望する日の 3 日前までに、野田市学校施設使用許可申請書を学校長に提出しなければならない。

(平 19 教委規則 2・追加、令 5 教委規則 7・一部改正)

(使用の決定等)

第 6 条 校長は、[前条](#)の申請を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、野田市学校施設使用許可(不許可)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(平 19 教委規則 2・追加、令 5 教委規則 7・一部改正)

(責任者)

第 7 条 学校施設を使用する社会教育関係団体等の責任者は、使用者の危険防止のための必要な措置をとるとともに、施設設備の管理に当たるものとする。

(平 19 教委規則 2・旧第 6 条繰下・一部改正)

(使用の禁止)

第 8 条 学校施設の使用が、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その使用を認めないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治的活動のための使用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用
- (3) 専ら営利を目的とするための使用
- (4) [前各号](#)に掲げるもののほか、学校長が不相当と認めた場合  
(平 19 教委規則 2・旧第 7 条繰下・一部改正)  
(使用の許可の取消し等)

第 9 条 学校長は、学校施設を使用する者(以下「使用者」という。)がこの規則に基づく指示に従わないと認めるときは、使用の許可を取り消し、又は、使用の中止を命ずることができる。  
(平 19 教委規則 2・旧第 8 条繰下・一部改正)  
(使用者の責任等)

第 10 条 学校施設の使用時における事故の責任は、原則として使用者が負うものとする。  
2 使用者が、学校施設等を故意又は過失によって滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、学校長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。  
(平 19 教委規則 2・一部改正)  
(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。  
(平 19 教委規則 2・一部改正)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 7 月 3 日野田市教育委員会規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 28 日野田市教育委員会規則第 5 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月 1 日野田市教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 4 年 9 月 12 日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 30 日野田市教育委員会規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 5 月 10 日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の次の各号に掲げる規則の規定に基づき作成された様式は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
(1) (省略)  
(2) 野田市立小学校及び中学校施設使用規則  
(3)から(7)まで (省略)

附 則(平成 9 年 3 月 31 日野田市教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 4 日野田市教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 15 年 6 月 6 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 26 日野田市教育委員会規則第 2 号)  
(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の野田市立学校施設使用規則第 5 条第 1 項の規定により使用の許可を受けている者は、改正後の野田市立学校施設使用規則第 6 条の規定により使用の許可を受けた者とみなす。

附 則(平成 19 年 12 月 28 日野田市教育委員会規則第 15 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日野田市教育委員会規則第 7 号)  
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 5 日野田市教育委員会規則第 7 号)  
この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条第 1 項)

(平 19 教委規則 2・一部改正)

別表(第 3 条第 1 項)

| 開放する施設 | 開放する日 | 開放する時間                |
|--------|-------|-----------------------|
| 校庭     | 学校休業日 | 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで |
| 園庭     |       |                       |
| 体育館    | 平日    | 午後 6 時から午後 9 時まで      |
| 武道場    |       |                       |
| 余裕教室   | 学校休業日 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| 特別教室   |       |                       |
| プール    | 学校休業日 | 午前 9 時から午後 4 時まで      |